

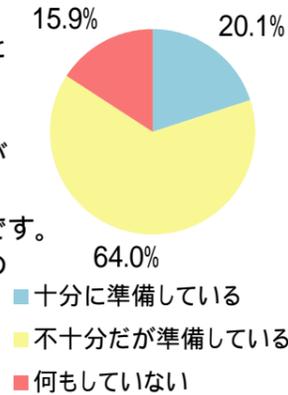
24年6月号 (広告)
 2012年6月1日発行
 三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 三宅孝治税理士事務所
 〒700-0001 倉敷市中央2-3-14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第61号
 発行担当者：鳥越 俊佑

今月のテーマ ~ 事業承継のポイント整理 ~

中小企業の経営者や個人事業主である皆様方におかれましては、日ごろ様々なお悩みを抱えられていることと存じますが、日本社会の高齢化に伴い、近年では事業承継が事業をおこなっていくうえでの重要な課題のひとつとなっております。

「もう後継者も決まっています、承継の準備は万端だ!!」
 このような社長様は安心ですが、右のグラフのとおり、事業承継に向けて準備が十分である事業主の方の割合はわずか2割というデータもございます。また、準備ができていても意外な落とし穴があるのが事業承継の特徴です。今月は「事業承継」について、現行で整えられている制度や経営承継の進め方のポイントを簡単ではありますがご紹介させていただきます。

○事業承継の準備状況



●中小企業経営承継円滑化法のご紹介。

円滑な事業承継を図るうえで、次の3つの課題があるといわれています。

- ① 民法上の遺留分の制約
- ② 承継にかかる資金の問題
- ③ 自社株式等による多額の相続税負担

これらを解決するための対策が「中小企業経営円滑化法」です。具体的な制度としましては、

- ① 遺留分に関する民法の特例
- ② 経営承継時の金融支援制度
- ③ 相続税・贈与税の納税猶予制度 (税制優遇)

の措置が講じられております。なお、この法律はすでに平成20年10月より施行されております。

①遺留分に関する民法の特例

遺留分とは、相続人の中で不公平とならないように相続人に最低限の財産を相続する権利を保障する民法上の制度です。具体的にいいますと、亡くなられた方の遺産のうち各相続人の法定相続割合の2分の1が遺留分の額であり、遺言や贈与などにより遺留分を侵害された相続人は、他の相続人に対して財産の返還を求めることができます。これを「遺留分の減殺請求」といいます。また、生前に贈与がされていたとしても贈与された財産のうち一定のものは遺留分の対象となります。

この遺留分の減殺請求が事業承継に支障をきたす場合があります。つまり、事業を承継する相続人が株式を十分に確保できないことが想定されるわけです。

このことを踏まえ、「遺留分に関する民法の特例」では、相続人全員の合意を条件に、

- ・生前に贈与した株式等を遺留分の対象から除外する
- ・贈与時点の株価は遺留分の対象とするが、贈与後に株価が上昇した分については遺留分の対象としない

などといった方法をとることなどが可能となっております。

②経営承継時の金融支援制度

先代経営者の死亡などにより代替わりする際には多額の資金が必要となる場合があります。具体的には、

- ・相続によって自社株や事業用資産が分散してしまい、買取りが必要となる。
 - ・多額の相続税の納税資金が必要となる。
 - ・代表者交代により信用力が低下してしまい、不利益な取引条件を設定される。
- などといったケースが考えられます。

これらのリスクへの対応策として、現在では、(株)日本政策金融公庫等から代表者個人が通常の金利よりも低い金利で融資を受けることができるようになっております。

③相続税・贈与税の納税猶予制度 (税制優遇)

後継者が前代表者であった親族から相続や贈与により自社株式を取得した場合には、相続贈与前から既に保有していた株式を含めてその会社の総株式数の3分の2に達するまでの株式に係る課税価格の80%に対応する相続税を猶予 (贈与の場合には全額猶予) する制度がございます。相続後も後継者に対し一定の制約はありますが、取得した自社株をその後継者が亡くなるまで持ち続けた場合などは、最終的に納税が免除される仕組みです。この制度の主な注意点は次のとおりです。

□対象となる前代表者の要件

亡くなる直前まで代表者である必要はなく、過去に代表者であった場合も対象となります。また、後継者を除く株主の中で筆頭株主であることが要件です。

□対象となる後継者の要件

前代表者の親族であり、相続・贈与後に代表者にならなければなりません。また、相続・贈与により筆頭株主に必要な要件があります。

□5年間は事業継続要件が課されます。(5年経過後でも、株式を譲渡した場合等には納税猶予が打ち切りとなります。)

- ・代表者であること。
- ・雇用の8割以上を維持すること。etc.

□経済産業大臣の事前確認

この税制優遇を受けるためには、事前に、計画的な承継に係る取組を行っていることについて経済産業大臣の確認を受けておく必要がございます。なお、前代表者が60歳未満の場合など一定の場合にはこの確認は不要です。

●上手な事業承継の進め方。

1. 何よりタイミングが重要!!

現経営者が健康なうちに行い、代表者変更後もオーナーは会長として数年間伴走するのがベストでしょう。ただし、実権はきちんと委譲することが不可欠です。派閥を作るもにもなりかねません。

2. 専門家に相談する

多くの法律が絡んでくるのが事業承継の特徴です。専門家の力を借りましょう。当事務所もいつでも税務に関するご相談をお待ちしております。



< VISION >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」
 今月の開催日は6月14日(木)です。
 不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くの喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
7月12日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月6日(金)
8月9日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月3日(金)
9月13日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月7日(金)

< 6月スケジュール >

11	月	*5月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
14	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
30	土	*4月決算法人の確定申告・納付期限
		*10月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の1・7月決算法人)
		*第1期個人住民税の納付期限(普通徴収の方)

30日が土曜日ですので、期限は7月2日(月)となります。